

# 鳥取県公報

平成 26 年 11 月 7 日(金) 第 8 6 4 8 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	女性活躍加速化アンケート調査の実施(774)(男物品売払代金の収納事務の委託(775)(文化政策鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(77身体障害者福祉法による医師の指定(777)(障が地域森林計画の決定予定(778)(林政企画課)・地域森林計画の変更予定(2件)(779・780)(ル鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(78-18年)の区域の変更(782)(道路企画課)・・一般国道の供用の開始(783)(ル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	母女共同参画推進課)・・・・2 提課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			指定居宅サービス事業者の指定 (784) (中部総合 指定介護予防サービス事業者の指定 (785) (〃)	
			土地改良区の役員の退任 (786) (中部総合事務所	斤農林局)・・・・・・・・・・・・・6
$\Diamond$	教委告	ᆙᅲ	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (787) 定例教育委員会の招集 (29) (教育総務課)・・	(鳥取県土整備事務所)・・・・・・6
$\Diamond$	公公	告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活環境課)・・・・・ 7
$\Diamond$	調達么		随意契約の相手方の決定(病院局総務課)・・・	

### 示

#### 鳥取県告示第774号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

女性活躍加速化アンケート調査

2 調査の目的

県内企業における働く女性の環境整備の取組における課題及び女性活躍に関する意識を把握し、女性社員の 出産、子育て、昇格、介護などのライフステージに応じた支援策の基礎資料を得ることを目的とする。

県内に所在する従業員5人以上の企業の経営者及び女性社員

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 企業経営者
      - (ア) ポジティブ・アクションの取組の状況
      - (イ) 育児休業に関する状況
      - (ウ) 女性社員の管理職登用に関する状況
    - イ 女性社員
      - (ア) 育児休業中の環境の状況
      - (イ) マタニティハラスメントの状況
  - (2) その基準となる期日

調査票の記入日

5 報告を求める者

産業大分類別、従業員規模別、地域別に層化無作為抽出により名簿から選定した企業の経営者1,000人及びそ の女性社員1,000人

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。

7 報告を求める期間

平成26年11月14日から同年12月5日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

報告書の作成及び鳥取県のホームページでの公表

#### 鳥取県告示第775号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、第58回鳥取県美術展覧会に係る図録 の物品売払代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

委託の相手	委託期間
倉吉博物館協会	平成26年11月8日から同月24日まで

#### 鳥取県告示第776号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置 するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県観光振興指針	鳥取県の観光振興を図り、活力に満ち	平成26年11月7日から	文化観光スポーツ局
検討委員会	た地域を形成していくための取組指針	平成27年3月31日まで	観光戦略課
	に関する事項		

#### 鳥取県告示第777号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福 祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
消化器内科	肝臓機能障害	杉原 誉明	米子市西町36-1
			鳥取大学医学部附属病院
内科	小腸機能障害	金藤 英二	東伯郡三朝町山田690
	肝臓機能障害		三朝温泉病院
整形外科	肢体不自由	藤田 章啓	日野郡日野町野田332
			日野病院

#### 鳥取県告示第778号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てる 予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

#### 1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の計画書及び計画図の案

- 2 縦覧に供する期間
  - 平成26年11月7日から平成26年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興セン ター日野振興局農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

#### 鳥取県告示第779号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 縦覧に供する書類
  - 千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間
  - 平成26年11月7日から平成26年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

#### 鳥取県告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
  - 天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間
  - 平成26年11月7日から平成26年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

#### 鳥取県告示第781号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置

するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県県産材型枠合	県産材型枠合板の公共工事への導入に向	平成26年11月7日から	森林・林業振興局
板利用推進検討委員	けた性能評価に関する事項	平成27年3月31日まで	県産材・林産振興
会			課

#### 鳥取県告示第782号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年11月7日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	D BB	変更	敷地の幅員	敷地の延長
始 旅 名	区間	前後別	(メートル)	(メートル)
431号	米子市夜見町字砂浜四3071-2地先から同字3072-	変更前	20.9~50.2	28. 0
	24地先まで	変更後	20.9~50.2	28. 0

#### 鳥取県告示第783号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年11月7日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
431号	米子市夜見町字砂浜四3071-2地先から同字3072-24地先まで	平成26年11月7日

#### 鳥取県告示第784号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称又は	指定に係る事業所の名	指定に係る事業所の	<b>七</b>	サービスの種類
氏名	称	所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あいいろ	デイサービスはるかぜ	倉吉市小田717	平成26年11月11日	通所介護

#### 鳥取県告示第785号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の名 称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あいいろ	デイサービスはるかぜ	倉吉市小田717	平成26年11月11日	介護予防通所介護

#### 鳥取県告示第786号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が 退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年11月7日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 穐 田 紘 一 東伯郡北栄町北尾498 平成26年10月23日退任

#### 鳥取県告示第787号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月7日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 澄

名称及び代表	主たる事務所の				
者の氏名	所在地	砂利採取場の所在	採取をする砂利の	採取の期間	認可年月日
有の八石		地及び面積	種類及び数量	1木以(ソ州(町)	
有限会社コウ	鳥取市湖山町西	鳥取市賀露町南四	砂(2058.5立方メ	平成26年10月28日	平成26年10月
メイ	一丁目692	丁目2360、2361	ートル)	から平成27年10月	28日
代表取締役		(1,482平方メー		27日まで	
岡村 直美		トル)			

# 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第29号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年11月7日

鳥取県教育委員会委員長 中 島

- 1 日時 平成26年11月10日 (月) 午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成26年度末公立学校教職員人事異動方針について
  - (2) その他

# 公\_\_\_\_\_告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の5第1項の規定により猟銃の 操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成26年11月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している もの

- 2 開催の日時、場所等
  - (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場	所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年12月7日	倉吉市葵町690-1				
午前9時から午前	倉吉市営射撃場		トラップ射撃	7 ½号の散弾	6人
11時20分まで					

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年12月2日	岡山県真庭市仲間1810	大口径ライフル	大口径ライフル	
午前9時から正午	湯原国際クレー射撃場	銃等射撃	銃等に適合する	2人
まで			実包	
平成26年12月9日	岡山県岡山市北区御津伊田2291			
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	"	"	6人
3時まで				

- 3 講習課目
  - (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
  - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
  - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 12,300円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110)又は住所地を管轄する警察 署に問い合わせること。

## 調達公告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月7日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 鳥取県立中央病院建替整備基本・実施設計業務 一式 1 調達件名及び数量
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定 平成26年10月8日
- 4 契約の相手方の名称及び 所在地

した目

鳥取県立中央病院建替整備基本・実施設計業務日建・安本設計共同体

代表者 株式会社日建設計大阪オフィス

大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6-2

構成員 有限会社安本設計事務所

- 倉吉市八屋198-7
- 5 契 約 金 331,884,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総 務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出 を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているため。(政 令第10条第1項第6号)

及び所在地

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院新病院建設推進室 鳥取市江津730